

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童の保育料は、上限額まで無償となります(下記「3. 参考(1)」参照)^(注1)。

また、一時保育を利用している方についても、保育の必要性がありながら認可保育施設を利用できていない場合、無償化の対象となる場合があります。

無償化の対象となるためには、対象児童毎に「施設等利用給付認定(2・3号)」を受けていただくことが必要です。以下をご確認のうえ、電子申請を行ってください。

注1)施設が保護者から徴収する月額利用者負担額以外の費用(教材費や給食費(主食費・副食費)等)については無償化の対象外となります。

1. 申請方法

(1)電子申請 以下のとおり電子申請を行ってください。



<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

- ① 神戸市スマート申請システム(e-KOBE)にアクセスし、まずは利用者登録を行います。
- ② 利用規約を確認の上、メールアドレスを登録してください。登録いただいたメールアドレス宛に認証コードを記載したメールを送信しますので、30分以内に認証コードを入力してください。その後、利用者情報(パスワードの設定・氏名・住所等)を入力し、登録完了です。
- ③ トップページに戻り、**「手続き一覧(個人向け)」** から **「カテゴリ「子育て・教育」→「幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育」→「子どものための教育・保育認定手続き」** を選択します。
- ④ **「私学助成幼稚園+預かり保育、認可外保育施設(新2号・3号認定)」** を選択します。
- ⑤ 以降、入力フォームに従って、必要な情報を入力してください。
- ⑥ 申請完了後は、申請受付メールが届いたか、必ず確認してください。

(2)書類での申請 上記(1)の電子申請ができない場合は、紙での申請も受け付けます。

◆書類の様式は、以下の本市ホームページよりダウンロードいただけます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a36812/kosodate/shien/shinseido/musyoka.html>



【必要書類】

①	施設等利用給付認定・変更申請書(2号・3号認定用)
②	個人番号申告書
③	保育の必要性を証明する書類 ※①の申請書裏面の「保育の必要性を証明する書類一覧」参照 ※必要な書類は、神戸市 HP からダウンロードしてください。
④	その他必要に応じた書類 ※①～③とは別に状況に応じて書類が必要な場合があります。①の申請書裏面の「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。

【提出先】

担当所管	所在地	電話
神戸市行政事務センター	中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4F	078-291-5952

2. 申請期限

認定開始希望月（利用開始）の3か月前から2ヶ月前の末日まで

※認定開始希望月よりも3か月以上早い申請はご遠慮ください。
(直近まで保育要件やご家庭の状況が変わる可能性があるため)

※認定開始希望日を過ぎてのご提出となる場合、**受領日以降の認定開始となります。**
遡って認定することはできませんので、十分ご注意ください。

3. 参考

(1)対象確認表

児童のクラス年齢	無償化の上限金額
3歳～5歳児	月額 37,000 円
市町村民税 非課税世帯の 0～2歳児	月額 42,000 円

※上記のうち、ご家庭での保育が困難な世帯のみが対象となります

※クラス年齢とは、当年度の4月1日に到達している年齢のことです

※複数の施設を利用している場合は、それらの施設利用料を合算した上限となります

(2) 保育の必要性を認める事由

事由	状況
就 労	保護者が就労している(継続して1か月あたり 64 時間以上の就労)
妊 娠・出 産	母親が妊娠中あるいは出産前後である (認定期間は出産予定日の8週前が属する月の翌月1日から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)
疾 病・障 が い	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある
介 護・看 護	保護者が親族の介護・看護をしている (継続して1か月あたり 64 時間以上の介護・看護)
災 害 復 旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
求 職 活 動	保護者が求職活動中である
就 学	保護者が就学している(継続して1か月あたり 64 時間以上の就学)

4. 問い合わせ先

担当所管	所在地	電話
神戸市行政事務センター	中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4F	078-291-5952